

行政事業レビューシート (総務省)

事業名	地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策		担当部局庁	情報流通行政局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度～平成22年度		担当課室	地上放送課 デジタル放送受信推進室		室長 坂本 純一		
会計区分	一般会計		施策名	⑭電波利用料財源電波監視等の実施				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	電波法71条の2 電波法103条の2第4項第6号		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して、周波数の逼迫緩和を図るため、地上アナログ放送から、電波のより能率的な利用に資する方式である地上デジタル放送への円滑な移行に向け、アナログ放送と同一の周波数帯を使用するデジタル放送の周波数(チャンネル)を確保するため。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	デジタル放送への移行を実現するに際して、我が国の厳しい周波数事情から、デジタル放送の周波数を確保するため、現にその周波数を使用している無線局(アナログ放送局)について周波数の変更を要する場合に、電波法第71条の3第1項の規定に基づく指定周波数変更対策機関が同法第71条の2第1項に規定する周波数の変更を行う免許人及び周波数変更に係る受信設備の設置者に対し、助成等の事務を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		補正予算	20,079	12,016	450	0	0	
		繰越し等	-181	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	
	執行額	19,898	12,016	450	0			
	執行率(%)	19,898	10,842	201				
100.0%	90.2%	44.7%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (22年度)	
	デジタル放送局(中継局ロードマップ掲載局数)の整備状況		成果実績	局	2,127	3,044	4,257	4,257
	(注) 成果実績は各年12月末現在		達成度	%	—	—	—	100%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	受信対策実施実績(世帯数)		活動実績 (当初見込み)	千世帯	28	16	6	— () ()
単位当たりコスト	34.8(千円/世帯)		算出根拠	平成22年度執行額(千円) / 平成22年度受信対策実施実績(世帯)				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
				本事業は、平成22年度をもって終了した。				
	計	0	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>・電波法の規定に基づき、同法第71条の3の規定に基づく指定周波数変更対策機関である(社)電波産業会に対し、総務大臣は指定機関への監督権限(収支予算・事業計画(同法第47条の4を準用する同法第71条の3第11項)及び決算・事業報告の承認(同法第71条の3第7項)、業務規程の認可(同法第39条の5第1項を準用する同法第71条の3第11項)、外部への業務委託に係る認可(同法第71条の3第5項)等)により適正な事業執行を確保してきた。また、(社)電波産業会から毎月定期的に実施した事業の執行状況のヒアリングを通じて予算の執行状況等を把握し、必要に応じて指導を行った。</p> <p>・このような(社)電波産業会に対する指導監督により、適切に業務を実施させることができた。</p>		
	<p><電波法参照条文(読替え後)></p> <p>・第39条の5第1項を準用する第71条の3第11項 指定周波数変更対策機関は、総務省令で定める特定周波数変更対策業務の実施に関する事項について業務規定を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>・第47条の4を準用する同法71条の3第11項 指定周波数変更対策機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>・第71条の3第5項 指定周波数変更対策機関は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けて、特定周波数変更対策業務(給付金の交付の決定を除く。)の一部を他の者に委託することができる。</p> <p>・第71条の3第7項 指定周波数変更対策機関は、毎事業年度、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
22年度をもって事業終了			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
初期の目標を達成し、22年度をもって事業終了。			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※平成22年度実績を記入

総務省
201百万円

地上アナログ放送から、地上デジタル放送への移行のため施策の実施

【公募・指定】

A. (社)電波産業会
201百万円

アナログ周波数変更対策業務に係る免許人その他の無線設備の設置者の無線設備の工事の費用に充てるための給付金の支給等

(対策業務の一部委託)

【公募・認可】

B. (株)NHKアイテック
25百万円

アナログ周波数変更対策業務に係る受信障害対策業務の実施【対策工事の受託】

【公募・認可】

C. NHK営業サービス(株)
24百万円

アナログ周波数変更対策業務に係る視聴者対応業務の実施【コールセンター業務の受託】

D. テレビ受信機等の設置者等
68百万円

アナログ周波数変更対策に係る受信障害対策経費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
助成事業費	アナログ周波数変更対策業務に係るテレビ受信設備の設置者等に対する給付金等	68			
委託費	アナログ周波数変更対策業務に係る受信障害対策業務の実施(対策工事)	25			
委託費	アナログ周波数変更対策業務に係る視聴者対応業務の実施(コールセンター業務)	24			
事務費	事務スペース借料、光熱費等	22			
人件費	アナログ周波数変更対策業務実施	63			
計		201	計		0
B.(株)NHKアイ・テック			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	アナログ周波数変更対策に係る受信障害対策業務の実施	20			
使用料	事務スペース、備品役料等	3			
その他	消耗品費、運送・通信費等	2			
計		25	計		0
C.NHK営業サービス(株)			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	アナログ周波数変更対策に係る視聴者対応業務の実施	15			
使用料	回線使用料、備品役料等	9			
計		24	計		0
D.テレビ受信機等の設置者等			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	アナログ周波数変更対策に係る対策経費	68			
計		68	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. (社)電波産業会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)電波産業会	アナログ周波数変更対策業務	201	—	

B. (株)NHKアイテック

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
2	(株)NHKアイテック	アナログ周波数変更対策業務に係る受信障害対策業務	25	随意契約 (※)	

C. NHK営業サービス(株)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
3	NHK営業サービス(株)	アナログ周波数変更対策業務に係る視聴者対応業務	24	随意契約 (※)	

D. テレビ受信機等の設置者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
4	テレビ受信機等の設置者等	アナログ周波数変更対策の実施	68	—	

※契約に当たっては、公募を行った上で、電波法第71条の3第5項の規定に合致することをその条件としている。